

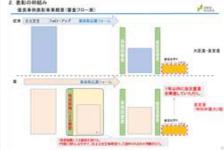
# 第3回消費者志向経営の推進に関する 有識者検討会

令和2年7月14日

消費者庁参事官(調査・物価等担当)

## 1. 第2回検討会での検討内容に関するレビュー

### 第2回検討会についてのオブザーバ意見

		オブザーバ意見
1	 <p>表彰の枠組み 表彰対象となる企業数(単位:社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○裾野を広げることが目的のため、令和2年度の特別措置として、今後の自主宣言+フォローアップを条件とし、未宣言事業者を応募可とする場合には賛成である(消団連)</li> <li>○枠組みについて賛同。推進組織による審査は優良事例表彰の審査という観点から、審査対象企業の活動だけでなく、経営トップの意志やコミットメントも含め評価することしたい(ACAP)</li> <li>○特別枠の趣旨を理解し賛同。既自主宣言事業者への配慮及び、特別枠の目的と条件を、対象の企業だけでなく、周りの企業、消費者にも広く広報することに期待(全相協)</li> <li>○推進組織による審査のために、委員間で決定した軸の説明及び審査の基準となるような審査表の作成をお願いしたい(ヒーブ)</li> <li>○実際には消費者志向経営に沿った経営を行っているが自覚していない未宣言企業(地域に根差した老舗企業やBtoB企業)への応募を促すことが期待できる(NACS)</li> <li>○推進組織による審査において、独自調査やヒアリング等審査方法の見直しが必要(NACS)</li> <li>○未宣言企業が受賞した際は、1年以内に自主宣言することに対し、期日までに自主宣言がなされなければ賞の取り消しを明記するのはいかがか(ACAP)</li> <li>○未宣言企業に対し、応募の時点で応募フォームに宣言予定、スケジュールの具体的な入力をするようにしたらいかがか(ヒーブ)</li> </ul>
2	 <p>長官賞(特別枠)の考え方 表彰対象となる企業数(単位:社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長官賞(特別枠)の審査対象となる審査軸を明確に述べ、従来の表彰対象にはなかったユニークな活動・実績をピックアップし、裾野の拡大の促進となることを期待したい等の理由から賛同(NACS, ACAP)</li> <li>○事務局案に賛成。委員から特別枠のテーマ例も出ているが、まずは消費者志向経営の考え方の普及・自主宣言の意義の落とし込みが重要である(消団連)</li> <li>○特別枠も従来の賞も、到達する点は同じであることを示す図が必要(ヒーブ)</li> <li>○「みんなの声を聴き、かついかすこと」、「未来・次世代のために取り組むこと」に対して優れている事例を表彰することを明確に示すため、事例賞「●●」とするのはいかがか。また、そのような事例賞の創設による応募者数の増加が検証できれば、事例賞を次年度以降も存続させてよいのではないか(ヒーブ)</li> <li>○従来からの自主宣言事業者のモチベーション維持や自主宣言+フォローアップを評価する観点から、特別枠は既存の長官賞から一部切り出すのではなく、特別枠用に賞の数を追加し既存の長官賞の数を減らさないようにしたらいかがか(ACAP, ヒーブ)</li> <li>○既存の長官賞数を削減の方針にするのであれば、違いを明確に示す必要がある(ヒーブ)</li> <li>○「長官賞」、「長官賞(特別枠)」と同じ名称で、既自主宣言事業者と未宣言事業者が表彰されることに違和感がある(ヒーブ)</li> </ul>
3	<p>テーマ案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の活動だけで判断するのではなく、経営としての活動の取り組みを判断することを補足したらいかがか(ACAP)</li> <li>○個社名がわからないように配慮しつつも具体的な内容がわかるように記載には工夫が必要(ヒーブ)</li> <li>○消費者志向経営の要素がわかりやすく内容にも共感する。このようなイメージでさらに増やすとよい(NACS)</li> </ul>
4	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が消費者に視線を合わせて一緒に共創していくという観点(「共創・協働する」)から、審査軸「消費者把握」→「消費者理解」に、定義「対象となる消費者を、的確に把握し捉え、巻き込んでいること」→「対象となる消費者を、的確に理解し、共に取り組んでいること」へ修正するのはいかがか(ACAP)</li> <li>○有機的に組織コミュニケーションが生かされ、価値を創出する組織活動のイメージとなるよう、審査軸「コミットメント・現場力」→「コミットメント+現場力」へ修正するのはいかがか(NACS)</li> </ul>

# 1. 第2回検討会での検討内容に関するレビュー

第2回検討会での検討内容: 消費者志向経営の定義3要素について

## ■ 消費者志向経営: 「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」に資する経営

### 消費者

事業者が提供する商品・サービスを現在、または将来に利用しないしは、関与する可能性のある主体※

※消費者の多様化の結果、捉えられる消費者の例  
高齢者、外国人、障がい者、地域住民、エンドユーザー、従業員等

### 共創・協働する

事業者が消費者との双方向コミュニケーションにより、消費者がわくわくする商品・サービス・体験を共有し、消費者とのWIN-WINの関係になること

### 社会価値

事業者が本業を通して、地域や社会の課題解決に寄与し、社会全体の**持続可能性**の向上をめざすことから生み出されるもの

#### 委員の意見

・「社会価値」の説明にあった「サステナビリティ」を「持続可能性」に変更。

3

# 1. 第2回検討会での検討内容に関するレビュー

第2回検討会での検討内容: 社会価値の例

### 修正前

「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」に資する経営

持続可能な社会

地方創生



### 修正後

「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」に資する経営

SDGs

地方創生

#### 委員の意見

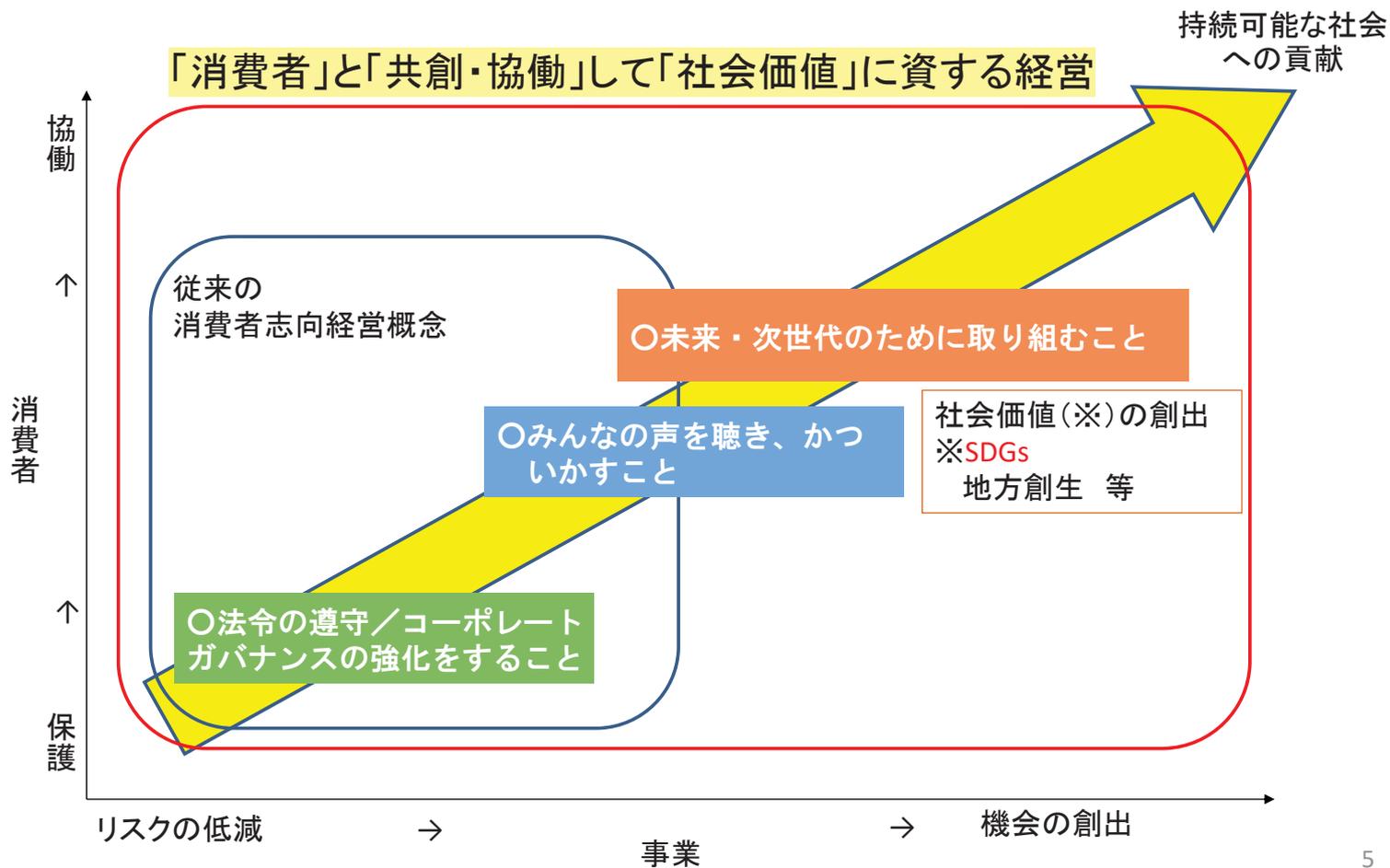
①消費者志向経営の推進の目標が「持続可能な社会に貢献する」であるため、社会価値のレイヤーにも「持続可能な社会」があると混乱を招くおそれがある。

②SDGsは「ゴール」ではあるが、目標とすると社会課題が17個に限定されてしまう。もっとも、社会課題を示すものではある。SDGsは社会価値の例示としてはどうか。

4

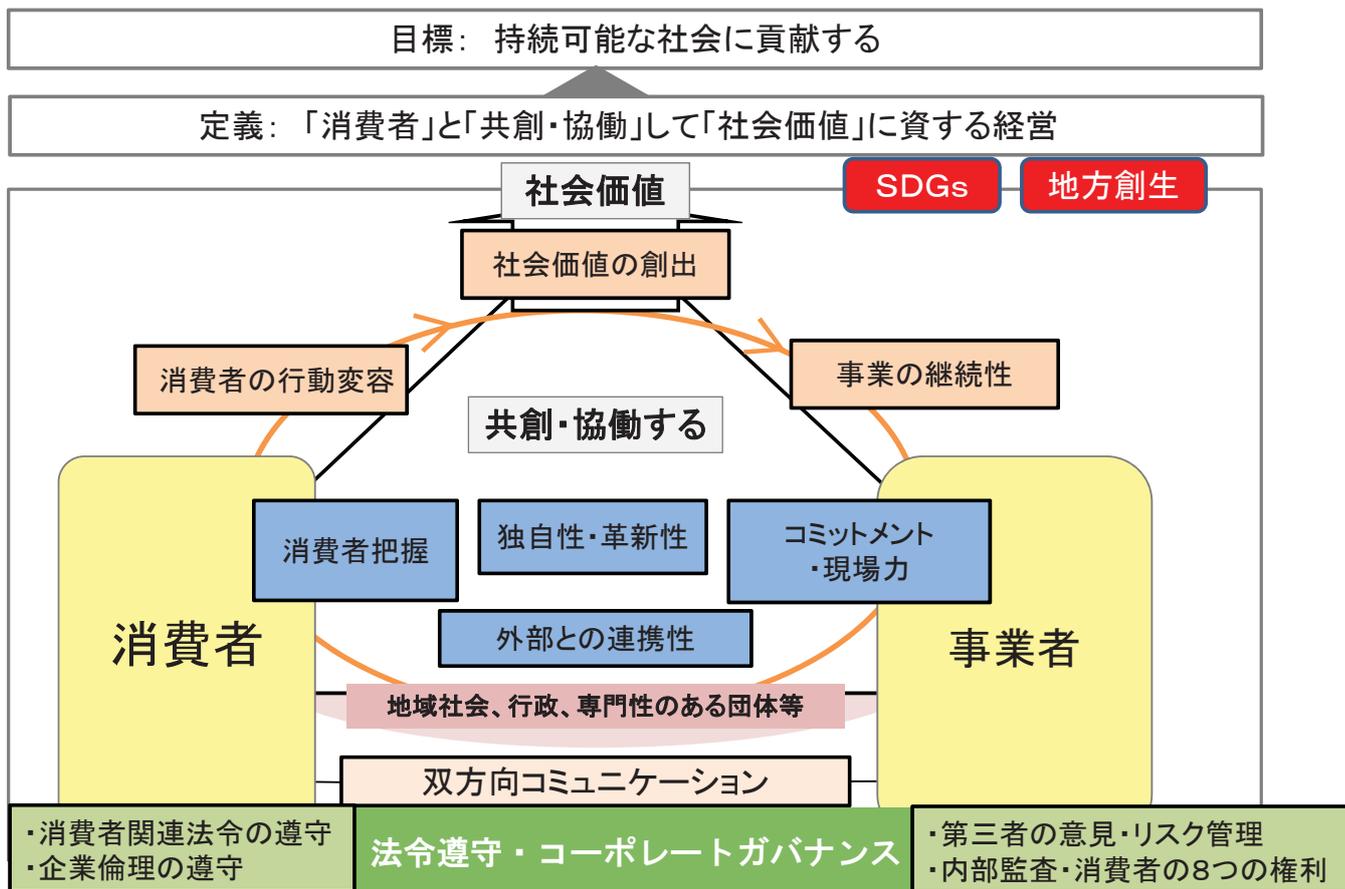
1. 第2回検討会での検討内容に関するレビュー

第2回検討会での検討内容:社会価値の例



1. 第2回検討会での検討内容に関するレビュー

第2回検討会での検討内容:社会価値の例



# 1. 第2回検討会での検討内容に関するレビュー

## 第2回検討会での検討内容:優良事例表彰特別枠の例示テーマ

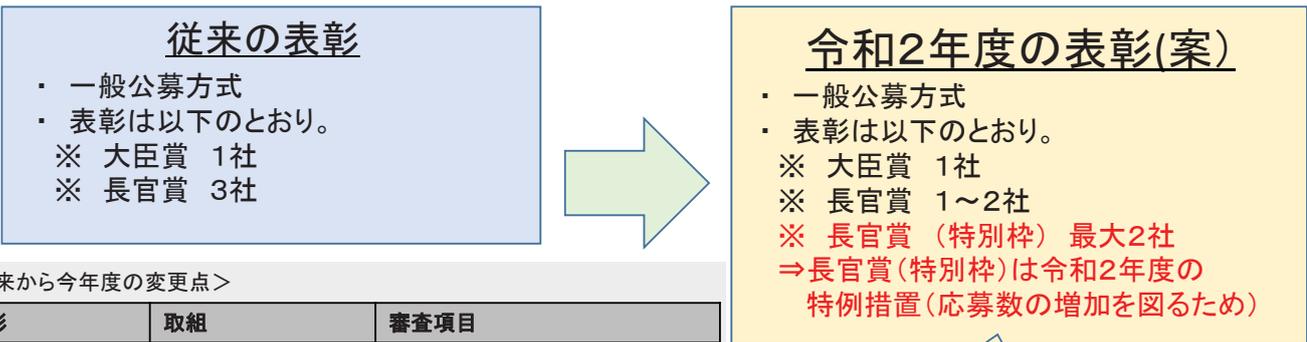
	○みんなの声を聴き、かついかすこと	○未来・次世代のために取り組むこと
中小企業 BtoB (toC)	<p><b>&lt;声の聴き方のイノベーション&gt;</b> ・食品ロス削減を促進するためのアプリ開発・プラットフォーム構築</p> <p><b>&lt;取引先との共創・協働&gt;</b> ・CO2の削減のため、取引先と共に、技術革新、生産体制を独自に構築</p> <p><b>&lt;地域住民や社員との共創・協働&gt;</b> ・中長期の経営計画策定への社員の参画</p> <p><b>&lt;声を活かす商品・サービス&gt;</b> ・高齢者が開けやすいパッケージの開発</p>	<p><b>&lt;地域活性・高齢者&gt;</b> ・近隣住民の買物代行サービス提供</p> <p><b>&lt;地域活性・次世代&gt;</b> ・低コストの住宅提供による、子供の教育等への投資拡大を実現</p> <p><b>&lt;地域活性・地球環境&gt;</b> ・自然保全を促す商品開発</p> <p><b>&lt;地球環境&gt;</b> ・自社製品へのリサイクル素材の活用</p> <p><b>&lt;エシカル消費&gt;</b> ・エシカル消費等の消費者の意識変化に対応した商品開発</p>
その他	<p><b>&lt;双方向コミュニケーション&gt;</b> ・消費者と事業者のサステナブルな関係</p> <p><b>&lt;外部との連携性&gt;</b> ・NGO作成のSDGs教育・促進資料を活用したSDGsの浸透</p>	

事務局からのお伺い  
例示テーマとして示すのは、上記の程度で適当か。

# 2. 連続受賞の考え方

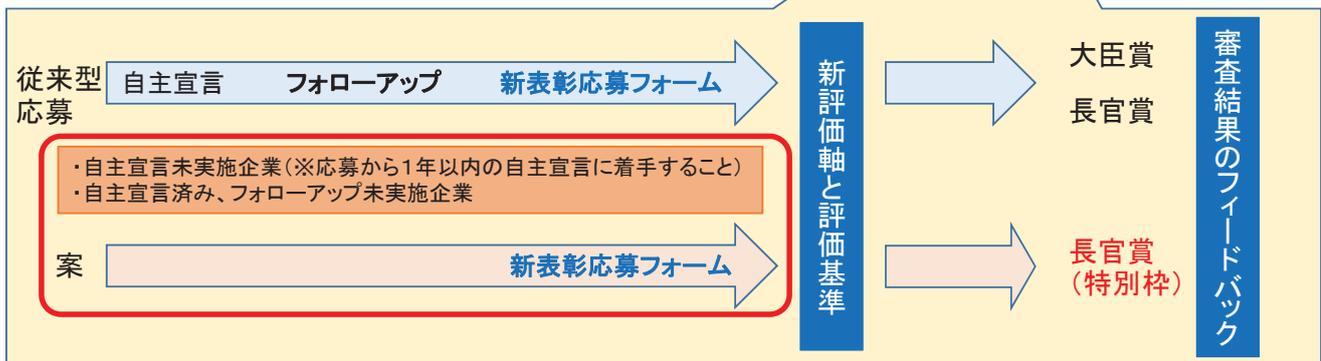
## 優良事例表彰事業概要(流れ)

本表彰規定に基づき、本事業での表彰は「大臣賞」及び「長官賞」である



<従来から今年度の変更点>

表彰	取組	審査項目
令和元年度まで	「6つの柱」	独自性、積極性、波及性、社会性
令和2年度より	「3つの活動」	新8軸



## 2. 連続受賞の考え方

表彰規定に、連続受賞に係る規程を追記する。

大臣賞又は長官賞を連続で受賞した事業者は、1年は応募できないものとする。

### <連続受賞の考え方のイメージ>

※「応募不可年度」の翌年度より応募可能

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
例1) 平成30年度に大臣賞受賞 令和元年度に長官賞受賞 →令和2年度は応募不可			応募不可年度		
例2) 令和元年度に長官賞受賞 令和2年度に長官賞受賞 →令和3年度は応募不可				応募不可年度	
例2) 令和2年度に大臣賞受賞 令和3年度に大臣賞受賞 →令和4年度は応募不可					応募不可年度